平成２４年（フ）第３３５号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原981番地の28
アレンジメントケア箱根仙石原寮311号室、前住所静岡県御殿場市茱萸沢1379番地の４
レオパレス六角堂202
債務者　石山　啓子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３４７号
神奈川県小田原市板橋639番地
債務者　杉崎みゆき
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２５７号
新潟市北区早通北５丁目１番35―57号、前住所新潟県新発田市住田甲425番地５
債務者　二宮絵里奈
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６１号
新潟市中央区上所中２丁目12番14号　コーポ三幸Ｄ棟101号、前住所新潟市中央区上所２丁目６番13号
債務者　関　　裕介
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６４号
新潟市江南区曽野木１丁目６番８―811号、前住所新潟市中央区学校町通２番町5313番地乙
債務者　猿子　知雄
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６６号
新潟市中央区上近江２丁目16番17号　ケンハウスⅡ202号
債務者　海津　　修
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６９号
新潟市中央区南笹口２丁目７番25号　ダイアパレスリブレ南笹口703号
債務者　金子　昌弘
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７０号
新潟市中央区万代１丁目２番３号　コープ野村万代705
債務者　本間　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６８４号
大阪府守口市大日東町12番11―306号、申立時の住所大阪府守口市金田町１丁目46番５号
債務者　錦見工業こと　錦見　広盛
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８４６号
大阪市東成区玉津１丁目１番12号　スプリングボード玉造503号
債務者　山本　真世
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０１８号
大阪市平野区瓜破東４―１―14―612、住民票上の住所大阪府松原市一津屋２丁目８番３―206号
債務者　三浦　葉月（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０３４号
大阪府吹田市津雲台３丁目２番４―401号
債務者　野村　治子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４１号
大阪市生野区小路東２丁目３番23号　ビューパレー小路402号、住民票上の住所大阪市生野区巽東２丁目３番24号
債務者　高橋　武史
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１４４号
大阪府枚方市東牧野町17番２号
債務者　福島　博哉
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０４号
大阪市鶴見区横堤４丁目20番21号　グリーンマンション402
債務者　中村　茂文
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４７７号
大阪市平野区平野市町３丁目７番３―302号
債務者　西　みひろ
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部